

【本日の目次】

1. 新着情報

- ◆YouTube チャンネル「東証 IR ムービー・スクエア」動画紹介 (19)

2. 市況情報

- ◆本日の株価指標等
- ◆第一部前・後場概況

3. セミナー情報

- ◆+YOU ニッポン応援全国キャラバン開催予定

4. コラム

- ◆証券取引等監視委員会からの寄稿

=====  
※ 以下については、証券取引等監視委員会のウェブサイト掲載にあたり、上記  
目次 4. コラムを抜粋しております。  
=====

証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿 No. 114

金商法第 192 条に基づく  
裁判所への禁止・停止命令の申立ての活用について

証券取引等監視委員会事務局 証券検査課長 松重 友啓

登録を受けない業者（無登録業者）や金商法第 63 条に基づく適格機関投資家等特例業務届出者（以下「無登録業者等」といいます。）が詐欺的な営業を行った場合には、金商法上の登録を受けた業者と異なり、行政が処分等の対応を行うことが困難な状況にあります。しかしながら、近年、無登録業者等による未公開株やファンドの販売等による被害が拡大し社会問題化しています。

このような行為の横行を放置しておけば、投資家保護の観点から問題で

あることはもちろんですが、「投資」という行為自体に対する国民一般の認識が悪化する結果、金融商品への投資を通じた経済への成長マネーの供給や国民の資産形成への阻害要因ともなりかねません。

このため、証券監視委は、警察等への情報提供や業者名の公表等を実施するとともに、金商法第 192 条に基づく裁判所への禁止・停止命令の申立て（以下「192 条申立て」といいます。）及びこれを行うために必要な同法第 187 条に基づく調査（以下「187 条調査」といいます。）を行っています。

192 条申立ての制度は、証券監視委等からの申立てを受け、裁判所が、緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金商法に違反する行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができるというものです。平成 20 年の金商法改正により、金融庁長官から証券監視委に 192 条申立て及び 187 条調査の権限が委任され、平成 22 年には財務局長等に委任することも可能となりました。証券監視委は、金融庁・財務局や捜査当局等とも連携し、無登録業者等に関する情報収集・分析を精力的に進め、平成 22 年度に初めて 192 条申立てを行い、以降も同制度の活用を図ってきた結果、これまでに 10 件の 192 条申立てを行ってきたところです（7 月 30 日現在）。

最近では、7 月 3 日（木）に、株式会社 Grant 及びその役員等 3 名に係る 192 条申立てを行いました。

この事案においては、株式会社 Grant（以下「当社」といいます。）及びその役員等 3 名（以下「当社ら」といいます。）が、自ら又は多数の無登録代理店を利用して、多数の一般投資家に対し、海外ファンドの取得勧誘を行うとともに、現在においても多数の一般投資家に対し、海外ファンドの取得勧誘を行っていました。こうした取得勧誘行為は「第二種金融商品取引業」に該当することから、無登録でこれを行うことは金商法第 29 条に違反すると認められました。同時に、当社らはこうした違法行為を今後とも行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がありました。このため、証券監視委は、大阪地方裁判所に対し、当社らを被申立人として違反行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てを行いました。

「株式会社 Grant 及びその役員等 3 名の金融商品取引法違反行為に係る裁判所への申立てについて」

[http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c\\_2014/2014/20140703-1.htm](http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2014/2014/20140703-1.htm)

また、当社役員等 3 名のうち 1 名が代表者を務めるジースリー株式会社（第二種金融商品取引業、投資助言・代理業）においても、無登録代理店

を利用して、海外ファンドに係る取得勧誘などを行っていたことが判明しました。さらに、同社は金商業を適確に遂行するに足りる人的構成を有していなかったことなどから、証券監視委は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し行政処分を行うよう勧告しました。

「ジースリー株式会社に対する検査結果に基づく勧告について」

[http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c\\_2014/2014/20140703-2.htm](http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2014/2014/20140703-2.htm)

証券監視委としては、今後とも、無登録業者や適格機関投資家等特例業務届出者による金商法違反行為等に対して、証券検査や187条調査の権限を適切に活用し、金商法違反行為や投資家保護上問題のある行為の抑止に努めてまいりたいと考えております。

※ 文中、意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

■証券取引等監視委員会ウェブサイト

<http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>

■証券取引等監視委員会では、その活動状況やウェブサイトの更新情報などを配信しています。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>